

## 第 8 7 5 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 1 月 1 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

### 4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 7 4 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 7 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 遠藤委員及び齋藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 教育長報告

(2) 職員の交通事故に係る和解について

### 6 議事

第 3 号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

委 員 長 5 教育長報告 (2) 及び 6 議事の第 3 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。  
なお, 秘密会とする案件については, 9 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 大河原地域における高校のあり方検討会議の開催について

(説明者: 教育長)

「大河原地域における高校のあり方検討会議」の開催について, 御説明申し上げます。

資料は 1 ページである。

県では, 平成 2 3 年度から平成 3 2 年度を計画期間とする新県立高校将来構想を着実に推進するため, これまで第 1 次及び第 2 次実施計画を策定し, 社会の変化に対応した学校再編等を進めてきた。

今回, 南部地区の今後の生徒数減少等を踏まえた, 新たな学校再編案として, 大河原町内の 2 つの専門高校である柴田農林高校と大河原商業高校を再編統合し, 新たな「職業教育拠点校」を設置することとした。

新しい学校においては, 地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため, 本県としては初めて「地域における高校のあり方検討会議」を大河原地域で開催することとし, 地域の方々と共に学校のあり

方を検討してまいる。

現在の南部地区については、農林畜産業や観光など多様な産業が展開されている一方で、人口減少や少子高齢化の進行により地域産業の担い手不足が懸念されている。さらに、地方創生の戦略として、6次産業化や農商工連携等の推進が求められているほか、多様化する産業構造において、従来の農業や商業の専門的な知識や技能に加え、これらの地域産業を担う新しい専門分野の知識や技能を備えた人材の育成が求められている。

これらの課題やニーズに対応するためにも、大河原町内にある2つの専門高校となる柴田農林高校と大河原商業高校を再編し、従来の農業教育及び商業教育を継承しながら、さらに地域のニーズを踏まえた「新たな学科」を加え、地域産業を担う人材を育成したいと考えている。

なお、開校時期については、最も早い場合で、平成34年4月を目指していくこととし、新校舎の設置場所については、より広い校地面積を有する柴田農林高校敷地内に設置する予定である。

次に、今後開催する検討会議の概要について、構成員は、大河原町長をはじめ、両校の校長やPTA・同窓会の代表者、また、町内の中学校長などの方々に構成することとしている。

協議内容としては、今後の農業教育及び商業教育のあり方や、新しく作る学科について、また、地域との連携・協力のあり方など、幅広く御議論いただくこととしている。

最後に、今後のスケジュールについて、第1回目を今年3月17日に開催し、第2回目以降を来年度の早い時期から順次行う予定である。その後、平成28年度末までに、検討会議での議論を踏まえ、新県立高校将来構想第3次実施計画にて決定・公表したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

検討会議の進め方について異論はないが、方向性について伺いたい。この地域の高校再編にあたっては、中期的視点に立って地域特性を生かしながら、両校のこれまでの歴史や伝統、地域資源を十分に生かしながら進めていくことは、非常に重要であると思う。

併せてそこで学んだ生徒達が、地元で起業し、あるいは地元での雇用につながることも視野に入れた検討をすべきではないかと思うが、そうした考え方で間違いはないか伺いたい。

教 育 長

ただ今御指摘いただいた中長期的な視点は極めて重要であると考えている。今後も生徒数は減少していくが、再編統合した新しい学校は、生徒数が減少する中であっても輝き続ける学校でなければならない。

新校舎は柴田農林高校の敷地内に設置する予定であり、今後50年以上使用することとなる。50年後でも輝き続ける学校であるためには、どうしたら良いか、そのような長期的視点で検討会議の中で議論をいただきたいと考えている。

その一方、学校に入学した生徒は3年間で卒業するので、卒業後の具体的な進路についても、しっかりと保障していかなければならない。昨年末の町長との話し合いの中でも、進学も就職も出来るような学校にして欲しいと御意見を頂いており、具体的な進路も見据えた教育内容にしていく必要があると考えている。地域の中で様々な新しい仕事を創造し、自ら起業家として取り組んでいくような、チャレンジ精神を持った子ども達を育成していくことが、地域の活性化にも繋がるものと考えている。検討会議では、そうした地方創生の視点も含んだ議論をお願いしたいと考えている。

佐竹委員

今後のスケジュールについて、第1回検討会議は3月17日に開催されるが、今後どのくらいの間隔で検討会議を開催するのか伺いたい。

教育企画室長

開催回数については、現時点で決めているわけではない。最終的な目標として、来年度末までの実施計画策定に間に合うよう、今年の秋頃までには、検討会議での一定の議論が深まるように目指してまいりたいと考えている。

佐竹委員

会議の構成員の中には、PTA会長や同窓会長なども含まれているが、現在の在校生達の意見などは反映されないのか。

教育企画室長 在校生も含めた子ども達の意見を聞くことは、大変重要であると考えている。どのような形で意見集約することがより効果的なのかも含め、今後検討してまいりたい。

佐竹委員 現場の声はとても大事である。教員や生徒達のニーズは刻々と変わっていくので、そうした意見もある程度加味していただきたいと思う。

もう一点。個人的な希望であるが、柴田農林高校の農業・林業はこれから見直さなければならない時代になってくると思う。また農林業は様々な企業との連携・協力ができると思うので、そうした視点も取り入れていただきたい。検討会議には地元町長も入っているが、柴田農林高校のベースを失うことなく、どのようにして農林業で地域を活性化させるか、地域の体制整備も必要である。

そうした意味で中長期的視点として、育てるための高校としてだけではなく、高校を卒業してから子ども達が活躍できるような場の創出についても、検討会議の中で検討いただくようお願いいただきたい。

奈須野委員 今回の再編にあたり、柴田農林高校川崎分校はどのようになるのか。

教育企画室長 柴田農林川崎分校については、川崎町に所在しており両校からはかなり離れている。検討会議での議論の対象としては、大河原町内にある柴田農林高校と大河原商業高校の2校を対象としており、基本的には川崎校の存続には影響しないものである。

奈須野委員 新しい統合校が完成した後は、学校名が変わるということだろう。

遠藤委員 大河原町内の2校での検討ということであるが、大河原地区には村田高校や伊具高校など他にも学校があるが、長期的に見てそれらの学校の生徒数が減少した場合、改めて統合を検討するという可能性はあるか。

教育長 まずは大河原町内の学校を皮切りにということで、昨年うちに仙南地域の首長全員にお会いして、今回の主旨をお伝えして御理解いただいたところである。その話し合いの中では、その他の学校の話も出たが、別の機会にという説明をしてきている。

どのタイミングでとなると、これは県内全域において、仙台地区を除けば生徒数は今後大きく減少していく傾向にあるので、今回の大河原地区での検討会議を先駆的な取り組みとして位置づけ、来年度以降、県内それぞれの地区のニーズを踏まえながら、地域の皆様と一緒に、地域の県立高校のあり方を考えていく場を設けてまいりたい。

それを年次計画で一律に行うこともできないので、企画担当が具体的な行程を考えながら地域の皆様と一緒に考えていくような取り組みを進めてまいる。

### (3) 県立特別支援学校の分校設置について

(説明者：教育長)

「県立特別支援学校の分校設置について」、御説明申し上げます。

資料は4ページである。

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の問題は大きな懸案となっており、その改善に向けて、これまで塩竈市及び仙台市と協議を重ねてきたが、この度、両市との間で、それぞれの市立学校をお借りし、特別支援学校の分校を設置することで合意に至ったことから、その概要について御説明申し上げます。

はじめに「1(仮称)利府支援学校塩竈校の設置」については、塩竈市立第二小学校の余裕教室を活用し、15人から20人規模の小学部を設置する。教室数等については、資料のとおりである。

平成29年4月の供用開始を目指し、来年度、改修工事に着手する。

次に「2(仮称)小松島支援学校松陵校の設置」については、小松島支援学校については、当初想定1.5倍の児童生徒で学校運営がなされており、改善が必要な状況となっている。

このため、平成25年3月に閉校した旧仙台市立松陵小学校を活用し、30人から40人規模の小・中学部を設置する。

平成30年4月の供用開始を目指し、来年度、改修のための設計を行うこととしている。

この旧松陵小学校については、現在、その一部が地域住民の文化・スポーツの活動の場として利用されて

いることから、分校設置後も地域住民の活動が継続できるよう、仙台市と協議を進めていくこととしている。

両校でのこれまでの経過や今後の予定は、資料のとおりである。

なお、今回の分校設置は仙台圏域における狭隘化の緩和に繋がるものと考えているが、今後、さらに、市町の小・中学校の余裕教室の活用などについて、関係市町と調整を図り狭隘化の更なる改善に向けて取り組んでまいらる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

遠 藤 委 員

狭隘化の解消に向けて色々な努力をしていただき、このような結果になっているのは大変うれしく思う。

小松島支援学校松陵校について、学校全体を借りるのは初めてのケースではないかと思う。平成26年4月に開校した小松島支援学校に光明支援学校から移った子どもたちの中には、再度、松陵校へと移る子どもたちが30人程度はいるのではないかと思う。狭隘化の解消に向けて良い取組であるので、混乱を招かないように丁寧に保護者に説明していただきたい。

また、狭隘化の問題は、発達障害の子どもが小・中学校の通常学級や特別支援学級にいるが、そういう子ども達が特別支援の高等部に入学してくるという事で、頭でっかちになっている状況がある。こうしたことから高校生が多くなっていることに何らかの対応が必要ではないかと思う。

東京都に青鳥特別支援学校という学校があり、宮城県でいうと光明支援学校のような伝統のある支援学校であったが、現在、青鳥特別支援学校では、小中学部がなく高等部だけの支援学校となっている。そうした方法も一つの手段ではないかと思う。

小中学部について、仙台市から分校として教室を提供してもらうことができれば、仙台市各区から光明、小松島、利府まで通っている子どもの多い地区に、空き校舎を借りてそこで小中学部を行う。高等部は少し距離があっても、他の学校に通う方法も検討してはどうかと思う。

今後とも市町の余裕教室の活用について、市町と調整を図っていくと教育長からの説明もあったので、何か知恵を出して狭隘化を解消するようお願いしたい。

教 育 長

ただいま御指摘いただいた点については、我々も大きな課題であると考えている。

はじめに転校について、小松島が開校した時に転校を余儀なくされた子ども達がいたが、その子ども達が平成30年に再び転校するという可能性もある。そこで今回は、希望があれば転校しても構わないというような形にしていまいりたいと考えている。

学区を変更することにはなるが、変更した学区の適用は、新たな入学生からというような但し書きを付けるなどの工夫をして、本人の意に反して転校する事が無いように十分に説明をしていまいりたいと考えている。

また、高等部の人数が増えている現状については、今年の春には女川高等学園と柴田農林川崎校に岩沼高等学園川崎キャンパスを開設することとしており、本日は選抜試験が行われている。女川は定員より2人多く出願しており、川崎は定員より5人少ない3人が出願している状況である。

このような高等学園での受入先の拡大や、ただ今委員から御提案のあった方法なども含め、今後、各地域で高校再編について具体的に考えていかなければならない時期が来る。そうしたことも視野に入れて、空き教室の確保や活用を通して、高等部を受け入れるという事も選択肢の一つとなると思うので、様々な選択肢について検討をしていまいりたいと考えている。

齋 藤 委 員

このように物理的などところで数が増えていくということは、それに伴って教職員の数についても増やしていく必要性がでてくると思うが、その教職員の専門性についてはどのようにお考えか。

教 育 長 支援学校の教育を進めて行く上で、教師の専門性は大変重要なポイントであると考えている。本県の場合は、校種を支援学校に限定した教員採用は行っていない。これまでの経過もあり、それがあつて意味、通常の学級にいる特別な支援が必要な子ども達への対応が、適切に行われている一つの理由にもなつているところがある。メリット・デメリット双方あるが、現在の本県のやり方が最大限生きるような、そうした対応を今後もしてまいりたいと考えている。

支援学校に勤務している先生方には、専門性を高めるという意味で認定講師を受けるよう校長から支援・指導していただけており、認定講習を受けて支援学校の免許を取得した人数も増えきている。しかしながら、出来れば採用される段階で、特別支援教育に関する知識や技能、技術を持っていることが望ましいとも考えており、大学在学中から特別支援教育に興味・関心を持って、できればそうした単位を取得するような指導もお願いしたいと大学にも話をしている。

今後さらにそうした特別支援学校の免許の有無について、どのような形で特別支援学校の免許を持っている教員の数を増やしていくかについては、現在担当課でも検討しているところである。

佐 竹 委 員 小松島支援学校の松陵校ということは、仙台市との連携・協力との認識で良いか。  
教 育 長 仙台市から校地と校舎をお借りして、必要な改修は県で行つて分校を設置するものである。

佐 竹 委 員 どうしてこのような質問をしたかと言うと、仙台市は政令指定都市として独自の教育が行われているが、同じ宮城県の中で生活する子ども達なので、手を取り合つてこのような教育のやり方が出来たら良いなと考えている。今回、旧仙台市立松陵小学校を全部貸していただけるということで、仙台市からもそうした協力をいただけたことは、大変嬉しく思う。これを契機に、仙台市と連携・協力しながら、次の施策に反映できたら嬉しいと思う。

## 10 議事

### 第1号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。

資料1ページを御覧願いたい。

この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めているが、平成27年11月定例県議会で同条例の一部改正が行われたことを受け、本規則について所要の改正を行うものである。

施行期日については、改正条例の施行日にあわせ、平成28年4月1日としている。

なお、詳細については、教職員課長から御説明申し上げます。

(説明者：教職員課長)

引き続き、第1号議案について、御説明申し上げます。

資料3ページの新旧対照表を御覧願いたい。

改正の内容は、第3条の2を削除するものである。

この条文は、職員等の旅費に関する条例第2条第3項に規定する「在勤地」という地域について、教職員課長が別に定めるものとして規定しているものでありますが、平成27年11月定例県議会で職員等の旅費に関する条例の一部改正が行われ、「在勤地」及び「在勤地内旅行」を規定する条文が削除されたことに伴い、本規則についても「在勤地」に関する規定を削除するものである。

次に、「在勤地」及び「在勤地内旅行」について、御説明申し上げます。

資料4ページの旅費制度の見直し【在勤地内旅行の廃止】説明資料を御覧願いたい。

資料左側の【現行】の図を御覧願いたい。勤務場所を中心に半径8キロメートルの円を描いた地域が「在勤地」ということになる。この地域内の旅行を「在勤地内旅行」と呼んでいるが、自家用車等による「在勤地内旅行」にあつては、中段の表のとおり距離区分によって定額支給になっている。資料の例示では、往復行程で8.4kmとなるので、旅費額は320円になる。

現行の制度では、下段の【課題】にあるとおり、旅費システムで自動判定ができないため、事務担当者が在勤地内外の判定をして旅費システムに入力しなければならないことから、担当者の事務負担が増加するほか、判定や入力の間違ひが発生しやすい状況になっている。

なお、教育庁における旅行件数は膨大であり、平成25年度で40万7千7百件余、そのうち在勤地内旅行が34%の13万9千2百件余、さらに在勤地内旅行のうち約82%の11万3千6百件余が自家用車の旅行となっている。

資料右側の【改正後】の図を御覧願いたい。今回の条例改正で「在勤地内旅行」の制度が廃止されたことにより、半径8キロメートルの円がなくなり、旅費の計算については、中段の表のとおり現行の在勤地外旅行と同様に「距離×単価32円」に統一されることとなるものである。

このため、下段の【改善点】にあるとおり、事務担当者が在勤地内外の判定をする必要がなくなるので、判定や入力誤りを防止できるようになるほか、旅費支給事務の簡素化及び効率化を図ることができるようになるものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第2号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、5ページから17ページである。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。

教育職員免許法では、教科の領域の一部の授業を行う場合は、相当学校の相当免許状を有していない者を非常勤の講師として採用することができる、いわゆる「特別非常勤講師制度」が設けられており、その採用に当たっては、学校が県教育委員会にあらかじめその旨を届け出ることとされている。

本規則では、届出に係る提出書類を定めているが、事務手続きの簡素化を図るため、これらの提出書類を見直し、届出に必要な最小限の内容を全て届出書1枚に記載するようにすることで、提出書類を整理するものである。

次に、資料8ページを御覧願いたい。

中学校及び高等学校等において、有する免許状の教科以外の教科の授業を行う許可、いわゆる「免外」の許可を受けるための様式についてである。

教育職員免許法により、免外は、主幹教諭、指導教諭又は教諭に限って許可できるものとされているが、現行の様式では職名を記載する欄がないため、例えば、誤って教頭などが申請しているような場合でも、それを確認できないものとなっていることから、申請書の様式に新たに申請者の職名を記載する欄を設けるものである。

また、許可書の様式についても、同様に職名を記載する欄を設けることとしている。

次に、資料12ページを御覧願いたい。

規則第2条の2に定める所轄庁等の定義に「幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」に関する定めを加えるなど所要の文言整理を行うものである。

このことを含めた新旧対照表は、このページ以降に記載しておりますので、後ほど御覧願いたい。

なお、改正規則は、平成28年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 1 2 課長等報告

### (1) 平成28年度以降の初任者研修について

(説明者：教職員課長)

平成28年度以降の初任者研修について、御報告申し上げます。

資料は1ページから4ページである。

資料1ページを御覧願いたい。

「1 初任者研修の概要」について、初任者研修は、教育公務員特例法第23条の規定により、実践的な指導力や使命感を養い、幅広い知見を習得させるために実施している。

宮城県では平成18年以降、2年間で機関研修(校外研修)25日、勤務校研修(校内研修)150時間を実施している。

また、学校における初任者の指導については、指導教員等を配置し、校内研修にあたっている。

「2 初任者研修見直しの趣旨」について、大量退職時代の到来に伴い新規採用者数も急増しており、今後もこの傾向が続くことが予想されているところである。

学校現場では、大震災の影響や教育課題、新たな学びの実践等に対応しながら、教員の人材育成にも取り組んでいくことが求められている。

このような中で、学校現場での指導力の伝承や研修の質と量の確保等、これまで培われてきた教員の資質能力を育成する機能が失われつつあると指摘されている。

このような状況や、これまでの初任者研修の実施上の課題等を踏まえ、平成28年度以降の初任者研修を見直して、これからの宮城の教育を担う教員の資質能力を着実に養成していこうとするものである。

「3 初任者研修見直しの観点」について、見直しに当たっては3つの大きな観点を柱とした。

1点目は、初任者の着実な育成に向けた研修の充実、2点目は、初任者の多忙感と学校の負担の緩和、3点目は実効性のある研修体制の整備であり、この3つの観点を基に見直しを図っている。

資料2ページを御覧願いたい。

「4 平成28年度以降の初任者研修」については、「(1) 初任者の着実な育成に向けた研修の充実」として、研修の観点や目標を定めた上で、これまで2年間で実施していた初任者研修を、3年間をかけて実施し、初任者をしっかりと育成してまいる。

特に3年目の研修は、2年間の教員生活を振り返り、自己の課題等に応じた研修を選択して受講できるようにしてまいる。

次に「(2) 初任者の多忙感と学校の負担の緩和」として、1年目の機関研修の日数を減らし、研修と校務との両立を図ることができるようにする。特に、小中学校の初任者は、ほとんどが学級担任となることから、年度初めの学級経営の時間を、これまでよりも多く確保できるように、研修日程を見直したものである。

資料3ページを御覧願いたい。

最後に「(3) 実効性のある研修体制の整備」として、各研修実施機関における研修実施の役割を明確にして、研修内容の重複を無くし、効率化を図り、勤務校研修においては、メンター制を導入するなど、OJTを効果的に推進できる校内体制を整備してまいる。

また、ストレートマスターの活用など、後補充非常勤確保のための取組を推進し、初任者研修が円滑に実施できるようにしてまいる。

なお、来年度2年目となる平成27年度採用者については、従来通り2年間で初任者研修を実施し、来年度1年目となる平成28年度採用者から3年間での実施となる。

資料4ページを御覧願いたい。

先日公表された中教審での答申案ポイントの資料である。「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」、初任者研修の制度や運用の見直しについてあげられている。

改革の具体的な方向性には、校内研修におけるOJTの重視、校外研修の精選、2年目や3年目の若手教

員のための研修の継続，メンター方式による初任者の育成等が示されている。

今回の初任者研修の見直しは，中教審答申で示された内容にも沿うものと認識している。

本件については，以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 長

重要なのは研修時間が短くなる分，質を向上させることが非常に大事であり，研修で学んだ事を，その後どのように反映していくかが，初任者自身の問題であると思う。

初任者研修を通じて，新たな人間関係を構築して，一人で悩まずに互いに相談し合えるような話合いの時間を多く割いていただき，生きたより効率的な初任者研修にしてほしい。このことについて，どのように考えているか伺いたい。

教 職 員 課 長

先程は，初任者研修の大きな枠組みの御説明をさせていただいた。

個々の研修方法については，ただ今，御指摘いただいたように，座学だけではなく，受講者同士によるディスカッションやグループワークなどで，互いに意見を聞きあいながら高め合うような方法に切り替えている。今後もこのような研修手法を使い，より実践的な力を身に付けられるような研修内容にしていきたいと思います。

遠 藤 委 員

3ページの(3)の②にメンター制の導入とあるが，従来の指導教員とメンターの違いは何か伺いたい。

教 職 員 課 長

現在は，指導教員が相談役も兼ねているが，指導教員の本来の役目としては，教え方や教授の仕方に対する指導が中心である。今回導入するメンター制では，相談しやすい教員をメンターにして，日頃の悩みや日々の業務の悩みなどを相談できるような体制を考えている。

どちらかというところ，指導教諭は教授方法や教え方などを指導し，メンターは初任者により近いかたちで，最近の悩みや日々の業務などの悩みを聞き，それについてアドバイスするといった役割を考えている。

遠 藤 委 員

現在の指導教員は，2校掛け持ちというケースもあったと思うが，メンターとなるのは校内の教員と考えて良いか。

教 職 員 課 長

御指摘のとおり，指導教員の場合は小学校では拠点校方式で，いくつかの学校を担当することになるが，メンター制の場合は，初任者の配置された各学校に在籍する教員をメンターとして指名して，日々の悩み事などに声掛けしていただくよう考えている。

遠 藤 委 員

拠点校方式で指導教員が巡回することにもメリットがあると思うが，曜日が限られている事で少し限界があったのではないかと思う。同じ学校内にメンターの教員が常にいるというのは，今までよりも心強いかもしれない。

齋 藤 委 員

初任者研修に3年目研修が追加されたことは大きな変化であり，現場の小・中学校の担任を持っている初任者にとっては本当にありがたい変化であると思う。

恐らく，1年目・2年目の時は，無我夢中で過ごしていると思うので，3年目に入ってから，教員としての今後の将来や，より広い視野を養うなどの研修を取り入れていただけると，さらに初任者が伸びるのではないかと思う。研修内容はこれからであると思うが，そうした資質を伸ばしていけるような研修を取り入れていただきたい。

教 職 員 課 長

3年目研修の内容については，これから精査していくが，大学などとも連携しながら検討してまいりたいと考えている。

3年目については，1年目，2年目と勤務する中で，初めて自分の足りない所や，もう少しこうした部分を伸ばしたいとか，改善したいなどの気づきが勤務の中で出てくると思う。それを3年目で伸ばしたり，改善してもらおうという意図で，今回3年目研修を設けたところである。内容も充実していけるよう検討してまいりたい。

奈 須 野 委 員

齋藤委員の質問とも関連するが，3年目研修を行うことは大変良いと思う。3年目研修の中に勤務校研修を敢えて入れていない理由は何かあるか。

教 職 員 課 長

基本的に3年目になると，勤務校での2年間の経験から，ある程度の指導はできるよ



うになる。勤務校から外に出て色々学ぶことも多いため、3年目研修は機関研修のみと考えている。

佐竹委員 私もメンター制の導入は非常に有効であると思う。海外の大きな企業でもメンター制を導入しているところが増えており、問題解決やメンタル解消に寄与していると聞いているので大変良いと思う。

メンター制の導入にあたっては、1人の初任者に1人のメンターという形で考えて良いか。

教職員課長 初任者が1人の場合は当然1対1となるが、学校によっては初任者が2人、3人と配置される場合もある。そうした学校については、必ず1人に対して1人ということではなく、3人いるのであれば、その3人を見るメンターとして1人の先生にお願いする。1人で難しい場合には2人にするなど、各学校の実情に応じて行っていただきたいと考えている。初任者のいる学校には、必ずメンターを指名するようにしてまいりたいと考えている。

佐竹委員 学校内のメンターは、校長先生が指名をするのか。

教職員課長 基本的には、学校長にお願いしたいと考えている。

佐竹委員 学校長の判断で指名するという事は、1人でも2人でも、特に規制はしないという理解でよいのか。

教職員課長 基本的には規制は設けない。

佐竹委員 1人と限定するのではなく、必要に応じて学校長の判断で指名すると思うが、初任者の先生の意見も聞いていただきたい。

例えば、3人の新任教員がいる場合、どうしても合わないメンターの方もいるかもしれないので、そうした意見もきちんと聞いて、その方々が仕事をしやすい環境を整えていただくようアドバイスしていただきたい。メンターがマイナスとなることのないようお願いする。

もう1点、伺いたい。2年目研修では、実践的指導力の育成として総合教育センターや教育事務所などでの研修が計画されているが、例えば、小学校教員であれば小学校での研修、中学校教員は中学校ということだけではなく、違う観点での体験学習のカリキュラムなどは考えていないのか。

教職員課長 2点目の異なる校種ということでは、小・中学校の教員が特別支援学校について研修を積むなど、他校種に行つての研修を行っている。

1点目のメンターの指名について、委員御指摘のとおり、県教委として人数の指定は考えていないが、各校1人というのが基本であると考えている。これまではメンターがいなくても、それぞれの学校で初任者を学校全体で支えるという意識で、色々な先輩教員から声掛けなどが行われてきた。現在は、先生方の多忙化等の要因によって、初任者がなかなか声を掛けにくかったり、先輩が掛けづらかったりする部分もあるので、こうしたメンターをきっかけにして、初任者に声を掛けたりする雰囲気を作っていただけだと考えている。

佐竹委員 私が一番思うのは、メンターは非常に大事であるが、全ての先生がメンターであつて欲しいと思う。声を掛けにくいなどの空気を持っていては、上手くいかないと思う。本来は、全ての教員が初任者を育てるメンターであつて欲しいと思う。

今後はメンター制度による指名があるために、自分達の仕事外となってしまうかもしれない。メンターを指名したから、自分達はメンターに任せれば良いとの感覚ではなく、風通しの良い教育現場を先生同士が、構築していくべきであると思うので、メンターはメンターとして、全ての先生が新任教員と一緒に育てていただくよう、メンターとの認識は共有していただけるよう話していただきたいと思う。

## (2) 平成30年度(平成29年度実施)の教員採用選考について

(説明者：教職員課長)

平成30年度(平成29年度実施)の教員採用選考について、御報告申し上げます。

資料は5ページから7ページである。

資料5ページを御覧願いたい。

教員採用選考については、これまで平成元年1月12日付けで県教育長と市教育長が締結した調書に基づき、これまで共同で教員採用候補者選考を実施してきた。

平成26年6月に県費負担教職員の給与等の負担を指定都市へ移譲するための関連法が成立したことを受けて、県と市で協議を開始し、平成30年度(平成29年度実施)の教員採用選考から県と市がそれぞれの教育委員会において教員採用選考を実施することで合意に至ったものである。

資料6ページから7ページには、「宮教委・仙教委教採に係る協議会」における合意事項等を配付しているので、後ほど御覧願いたい。

現時点で合意している変更内容については、資料5ページ下段、「※変更による実施内容の違い」のとおりである。

第1次選考の筆記試験問題の作成・印刷・採点は、今までどおり県・市合同で行うこととする。それに伴い、第1次選考の筆記試験の日程も県・市同日で行う。但し、選考会場については、1次選考も2次選考も県・市それぞれの会場で行う。

それ以外については県単独で実施することとなる。

その他詳細については、決定次第改めてお知らせする。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長 資料5ページの「変更による実施内容の違い」について、下から2行目の「第1次選考、第2次選考(実技試験を含む)」のところで、この筆記試験等は県市同日で行うと読み取れるが、第2次選考の実施日については、別々の日程となる可能性もあるとの理解でよいか伺いたい。

教職員課長 第1次選考は、先ほど御説明したように同日である。第2次選考については、別々に実施することもあるし、同日であることも考えられる。

遠藤委員 今回の変更によって、仙台市と宮城県のどちらかの採用試験を受けるため、試験の申込時点で受験生がどちらかを選択することになるのか。

教職員課長 現時点では、両方申し込むことも可能としており、試験日にどちらを受験するか選択することになる。

遠藤委員 採用後の人事については、現在は行ったり来たりしているわけだが、仙台市採用の教員は仙台市から出ないということになるのか。それとも交流人事という形で、今後も交流を継続するのか伺いたい。

教職員課長 当然、このように採用の入口を分けることになれば、その後の人事についてどうするかという問題もあるかと思う。現在は、仙台市と宮城県で交流人事を行っているが、今後については、引き続き、仙台市と議論を行っているところである。

佐竹委員 今回の変更によって、想定されるメリットとデメリットはあるか。

教職員課長 現在は、宮城県と仙台市が欲しい人材ということで、受験生にはアピールしているところであるが、これからは単独実施となるので、宮城県として欲しい人材を強く打ち出すことは可能になると思う。そういう意味では、県の欲しい人材、こうした教育を行いたいとの強い思いを、受験生に対して届けることができ、それを見て、県の思いに沿った受験生を確保する事ができるのではないかと考えている。

デメリットについては、実施してみないと分からない部分はあるが、県と仙台市で分担している事務については、単独で行うことによって、当然、事務量は増えると考えている。そうした事務量の増によって、色々な手続きなどの増加もやむを得ないと考えて

いるところである。

### (3) 平成26年度における不登校児童生徒の追跡調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成26年度における不登校児童生徒の追跡調査」の結果と考察について、御説明申し上げます。

資料は8ページから9ページ及び別冊資料である。

資料8ページを御覧願いたい。本調査は、平成27年度学校基本調査において、本県の不登校児童生徒の出現率が依然として高いことを受けて、平成26年度における不登校児童生徒の家庭環境や本人の特性、震災の影響等との関連等について追跡調査を行い、今後の不登校対策を講じる際の基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

調査は大きく2つある。一つは「児童生徒質問紙調査」であり、仙台市を除く、平成26年度に不登校になった小学生287人、中学生1,239人について、学校を通して調査するとともに、学校の取り組みについても「学校質問紙調査」として、仙台市を除く県内全ての市町村立小、中学校に対して実施している。

はじめに「児童生徒質問紙調査の結果」について、別冊資料の2ページを御覧願いたい。

不登校になった学年については、中学校1年生時に不登校になった生徒数が、不登校児童生徒全体の約34%、中学生で不登校になった生徒の54%にあたり、依然として中学校1年段階の不登校が多い状況にある。

次に、3ページを御覧願いたい。不登校のきっかけについては、複数回答を求めている。小学校では「親子関係をめぐる問題」が多く、中学校では「無気力」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」など、生徒自身に関わる要因の割合が高くなっているが、不登校の要因については複合的なものがあると認識している。

次に、4ページを御覧願いたい。不登校の要因と震災の影響について、「震災の影響もあると思われる」と回答した不登校児童生徒の割合が小学校で9.4%、中学校で5.7%となっており、昨年度より若干の減少傾向が見られるものの、阪神淡路大震災の先例からも、震災による長期的な影響が残ると考えている。

震災の具体的な影響については、5ページに主な記述回答を抜粋している。「肉親を亡くしたことなどによる家族関係や経済状況の急激な変化」、「仮設住宅での生活や転居など住環境・生活環境の変化」、「転校等による学校環境の変化」などが不登校の要因となっていることが明らかになっている。

次に、「学校質問紙調査の結果」について御説明申し上げます。

6ページを御覧願いたい。ここでは、不登校の多い学校と少ない学校との取組の違いについて分析した。

細い実線は不登校の多い学校、太い実線は不登校児童生徒の少ない学校、点線は平均値を表している。

不登校児童のいない小学校では、「子どもに声を掛け、子どもの声に耳を傾けること」、「子どもに活躍の場を設定すること」に積極的に取り組んでいる。

7ページを御覧願いたい。中学校でも、出現率の低い学校では「子どもに声を掛け、子どもの声に耳を傾けること」に取り組んでいる。

8ページを御覧願いたい。早期発見・早期対応に関する項目について、不登校児童がいない小学校では、「管理職への相談体制整備」、「すぐチーム編成できること」、「複数の目で見たり、教室以外での様子について情報を集めたりすること」などに積極的に取り組んでいる。また、9ページのデータを見ると、中学校でも、出現率の低い学校では、教師と子どもの信頼関係が確保されていることが窺える。

10ページ及び11ページには、事後の対応・ケアに関する項目についてまとめている。小、中学校ともに、チームでの相談や対応ができる学校が、不登校の出現率が低いことが窺える。

以上のような結果を踏まえ、今後の対応について、概要版の資料9ページを御覧願いたい。

1点目は、不登校に対応する人材の配置である。いじめや不登校に関する学校内の情報を集約・一元化し、チーム会議を立ち上げるなど、組織として対応できるようにコーディネートする役割を担う「いじめ・不登校対策担当者」を全小中学校に校務分掌として位置付ける。また、これまでも実施しているが、不登校児童生徒が多い市町村教育委員会や学校についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するほか、生徒指導支援員や訪問指導員の拡充を図ってまいらる。

2点目は、関係機関を含めた対応体制の構築である。県庁内に支援チームを設置して、市町村教育委員会

や保健福祉部局，学校現場等と情報を共有し，相談窓口体制の確立，現場訪問体制の確立を図ってまいる。

3点目は，「学力向上に向けた5つの提言」の徹底である。本調査結果によれば，学校が「子どもを褒めること，認めること」，「子どもに声を掛け，子どもの声に耳を傾けること」に努めている学校ほど不登校出現率が低いことから，これらの取組が不登校の未然防止に有効であると捉えている。

この取組は「学力向上に向けた5つの提言」に合致するものであり，調査結果からも，授業づくりを核とした魅力ある学校づくりを推進することが必要であると考えており，指導主事の学校訪問指導の機会を捉えて，提言の徹底を図ってまいる。

4点目は，「個人ファイル」作成による，中1段階での不登校改善に向けた取組の充実である。中1不登校が課題であり，不登校対策推進協議会でまとめたリーフレットに示してある，「小・中学校の申し送り」や「欠席への初期段階での対応について」徹底するように取り組んでいるが，個人ファイルを作成することによって，支援が必要な情報と認識を共有し，きめ細かな対応をしてまいる。

5点目は，研修をとおした共通理解と指導力の向上である。この調査結果を踏まえて，県内の全小・中学校の「いじめ・不登校対策担当者」を含めた教職員を対象とした，「宮城県小・中学校問題行動等対応研修会」を開催し，県の対応策等について説明し，共通理解を図ってまいる。また，生徒指導に関する有識者を講師として招聘し，「不登校を生まない対応の在り方や学校の組織的な取組」についての講演会を行い，学校での具体的な取組についての研修を深めてまいる。

本件については，以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

昨年9月に実施した調査ということで，御説明いただいた取り組みの開始時期はいつになるのか。新年度から実施することになるのか。なぜ伺うかという点，資料9ページの「5 今後の対応について」の中で，「・・・図っていく」といった表現が多いので，既に実施しているものもあると思うが，新年度から対応に力を入れていくとの理解でよろしいか。

義務教育課長

新年度から実施するものもあるし，既に実施しているものもある。不登校対策推進協議会については，昨年2月に立ち上げ，3月には中1不登校の解消に向けたリーフレットを作成し，各学校で徹底するよう市町村教育委員会を通して既に周知しているところである。

遠藤委員

不登校問題は大変大きな課題で，義務教育課，高校教育課ともに御苦労されていると思う。

別冊資料2ページに「不登校になった学年について」とあるが，追跡調査を進める中で，不登校になった学年や不登校になった月も必要であると思うし，現在の中1，中2，中3にいる不登校の実数も必要であると思う。

不登校となる要因は様々であるが，細かな統計から見えてくる部分もあると思うので，例えば，休みの次の日は不登校が多いとか，9月になると多くなるなど，そうした細かな分析も加えてみてはどうかと思う。

実際的人数で中1から中3までのグラフを見ると，学年が進むにつれて減少しているが，実数としてはどんどん積み上がっていくような感じである。そうした子ども達の状況や対応はどうなっているのか。

例えば，先生とも全然連絡が取れないで，社会的ひきこもりに移行しそうな子どももいるだろうし，適応指導教室に通えるようになった子どももいるだろう。保健室なら登校できるという子どももいるだろう。そうした実態をもう少し詳しく調べて，何らかの対応策をまとめて，不登校を抱えている学校現場の参考になるよう示すことはできないかと思う。

学校質問紙調査の6・7ページで，小学校と中学校の不登校が多い学校と0の学校の平均値を見ると，例えば「良いところを褒める」の項目では，小学校の場合，0の学校の数値が高くなっているのに対して，中学校では不登校出現率が大きい学校の方が高く

なっている。良いところを褒めるということは小学校では良いが、中学校で違うのかな読み取る事ができると思う。恐らく、思春期の子どもの褒め方にも関係してくる部分であり、これらのグラフから読み取れる事は多いと思う。グラフの分析は義務教育課で行っているが、是非、学校現場でも見ていただき、自分の学校の参考にできるような答えがあるのではないかと活用していただけるよう、教育事務所や市町村教育委員会を通じてお願いしてみてもどうかと思う。

義務教育課長

1点目。現在の学年での不登校在籍者数の調査は行っているが、現在手元に資料がなく数は報告できない。また、月毎の不登校については、月例報告をまとめておりその推移を注視している。御指摘のとおり、長期休業明けに多いという傾向が見られる。

2点目の現場の対応であるが、今回の調査項目の中には記載していないが、問題行動等調査では、別室登校の人数なども調査しており、効果のあった対応方法も把握している。

例えば、学校からの電話連絡や家庭訪問による登校の促し、スクールカウンセラーの専門的指導は、学校復帰なども効果があるなど、有効な事例をまとめて、生徒指導の研修会の際に学校に周知しているところである。

3点目の「良いところを褒める」について、小学校と中学校では違うのではないかと御指摘であった。中学校では、不登校の多い学校と少ない学校で特徴的な部分があまり表れなかった。これは小学校に比べて中学校のサンプル数が少ないので、特徴が表れなかったのではないかと捉えている。

学力向上に向けた5つの提言の中には「子供をほめること、認めること」が入っており、それを実践する事によって自己有用感や自己肯定感を高めることができるので、不登校対策にとって必要なことではないかと考えている。

中学校と小学校との捉え方が違うのではないかということについては、今後分析してまいりたい。

4点目。この追跡調査結果の概要としては、教育事務所、市町村教育委員会を通して、各学校に周知してまいりたい。なお、学校が参考にできるような提言などを付け加えて示したいと考えている。

先程も御説明したが、昨年2月に立ち上げた不登校対策推進協議会で、中1不登校のリーフレットを作成し配付した。また昨年2月に開催した協議会での意見を踏まえて、保護者にも理解し協力してもらう必要があるという事で、中学校に入学する児童の保護者にパンフレットを作成・配付する予定である。

教 育 長

この不登校問題については、ただ今課長から報告したような取組を進めてきているが、昨年配付したリーフレットにしても、なかなか全ての学校、全ての教員が徹底するまで至っていない状況である。

学力向上に向けた5つの提言の実践についても、全ての教員に実践して欲しいとの願いを込めて通知しているが、まだ徹底するまでには至っていない。

追跡調査の結果を分析して、こうした形で示しながら、まずはこれまで通知した県教育委員会からの様々なメッセージを、学校現場で確実に実践してもらうよう、指導主事訪問の機会などを通して、具体的に促してもらいたいと考えている。

もう一つの課題として、先ほどけやき教室等の話があったが、不登校となって学校に戻れない子どものうち、けやき教室等に通い、学校復帰あるいは自立に向けた支援を具体的に受けている子どもは1割弱であり、残りの9割については具体的な手当が十分に入っていないという状況もある。

その部分について、小学校、中学校段階でどのように手当をしていくのか、これは市町村教育委員会と一緒に、具体的に考えていかなければならない喫緊の課題であると認識している。

いずれ15歳になれば中学校を卒業して、その生徒達の多くは高校に入学する。高校に入学して回復する生徒は、公立・私立合わせて三桁にはなると思うが、それでもなおかなりの数の子どもは、なかなか支援の手が伸びないという現状であるので、なんとかそれを改善するための対策を講じていくよう、今後さらに検討を進めてまいりたい。

齋藤委員

別冊資料2ページの「不登校になった」との表現であるが、小1で不登校に当てはまる休み方をした児童がこれだけいるという意味か。それとも、このグラフの人数は、継続して休んでいる児童数と見ればよいか。「なった」という意味について伺いたい。

義務教育課長

その学年で不登校になった人数である。2年生になって復帰した者もいるし、新たにその学年でなった者もいるということで、その学年でなった数である。

齋藤委員

小学校1年生で不登校になった児童について、小2になって回復した児童、継続的に不登校である児童、小2で新たに不登校となった児童が、この数字の中には混在しているということか。

教育次長

この追跡調査は平成26年度に不登校児童生徒であった子どもを追跡したものであり、その途中の2年生で学校に復帰したか、不登校が続いたのかは分からないが、現在不登校でその児童生徒が、年間30日以上休んで不登校となった学年が、1年生の児童は何人、2年生の児童は何人といったデータである。

齋藤委員

平成26年度の時点で、中学校1年生であれば、その段階で不登校の生徒がどの段階で不登校の症状を示したか、あるいはいつから不登校となったかを示しているものか。

教育次長

平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校で287人、中学校で1,239人がいたが、それぞれ何年生で不登校になったかを示しているものである。

このデータは、小学校1年生でなった子どもが小学校2年生で学校復帰したとか、不登校を続けているといった過程を読み取るデータではなく、不登校のきっかけとなった学年が何年生かということを示しているグラフである。

齋藤委員

平成26年度の時点で不登校になっていた児童生徒が、何年時の段階で最初に不登校症状を示したかということですね。

もう1点。別冊資料8,9ページの「不登校の早期発見・早期対応について」は、不登校の児童生徒にとって一番重要な要素であり、不登校がない学校の傾向が、不登校対策のポイントであると思う。

偶然かもしれないが、小中学校ともに同じ設問の箇所が凹んでいる。その中で、「子供と遊ぶ話す」「不登校9つのチェック」の項目が凹んでいるのが気になる。これらの設問でも5段階評価で4を超えているので、十分にできていると思うが、「管理職への相談体制」も重要であるが、早期発見・早期対応にとっては非常に重要な要素ではないかと思うがどうか。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、非常に重要な要因であると考えている。

今回の調査では、不登校の多い学校と少ない学校の取り組みの違いを比べるため、このレーダーチャートを作成したが、0.2ポイント以上の差がないと、有意差はないということから、分析にあたって苦慮したところである。学校教育の基盤となる教師と子どもの信頼関係は重要であることから、そうした部分を取り出したところである。

教育長

委員御指摘のとおり、不登校問題を早期発見・早期対応に取り組むための「不登校9つのチェック」の設問が、他の設問と比べて落ち込んでいるということは、学校現場にもしっかりと情報提供してまいりたい。併せて、改善が必要な部分であると思うので、今後発出する学校への通知の中で明確にしてまいりたいと考えている。

また、課長から説明があったように有意差の部分については、あくまでも参考としてということであるが、全体としてこのレーダーチャートの凸凹が少なくなっていくことも重要なことであり、子どもと遊び・話しをする中で信頼関係を築いていく、そうした部分がいずれも少し弱いと思うので、そうしたことも学校にも伝えてまいりたい。

伊藤委員長 | この調査結果からは、全体を通して教師と子どもの信頼関係の構築が、一番大きなポイントではないかと思うので、学校現場への改善通知をきちんと伝えていただくようお願いしたい。

### 13 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) みやぎっ子ルブルフォーラムの開催について
- (3) いじめ・不登校対策及び学校安全の体制整備について
- (4) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

佐竹委員 | 資料配付(3)の「いじめ・不登校対策及び学校安全の体制整備について」10ページには、「安全担当主幹教諭の役割等について」とあるが、このような安全担当主幹教諭を配置することは、教員の資質向上にとっても大変良いと思う。

先程より話のあった不登校についても、県では色々な調査をし提言などを行っているが、県教委の考える方向性を地教委が受けて、各学校に具現化できるよう、地教委からも様々な情報をいただいて共有し、緊密な連携をした上で対策づくりを徹底していただければ良いと思う。

不登校の多い地域の傾向なども分析されてきてはいるが、状況は地域毎に様々であり、要因は非常に根深い所があるのではないかと思う。そうした状況の把握と地教委と県教委との情報交換の連携をきちんとした上で、私は特にPTAに参画していただきたいと考えている。

主幹教諭の先生がPTAの方々と中心にやり取りをして、地域、父兄全体で子どもたちを見守り、不登校をなくしていこうとする気運を高めていくような語りかけや、本県の教育方針などを立ち上げていただき、不登校を一人でも少なくするような取組に繋がっていただきたいと思う。

### 14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 | 次回の定例会は、平成28年2月10日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後3時19分

平成28年2月10日

署名委員

署名委員